

注 文 書

- 1 契約番号 2025000515
- 2 件 名 大崎市（古川地域・志田地域・玉造地域・田尻地域）短期集中通所サービス事業業務
- 3 場 所 大崎市 古川地域・志田地域・玉造地域・田尻地域
- 4 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで
- 5 別添書類 (1) 仕様書
(2) 参考明細書
(3) 大崎市短期集中通所サービス事業実施要綱
- 6 担 当 課 大崎市民生部高齢障がい福祉課

大崎市（古川地域・志田地域・玉造地域・田尻地域）短期集中通所サービス事業業務
仕様書

1 目的

日常生活に支障のある生活行為を改善するため、事業の対象者の個別性に応じて、専門職による包括的なプログラムを行うことにより、介護予防についての意識や日常生活の活動を高め、家庭や社会とつながり、可能な限り自立した生活ができることを目的とする。

2 法令等の遵守

受託者は、業務を円滑に遂行するよう、大崎市短期集中通所サービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）その他関連する法令等を遵守しなければならない。

3 業務の名称

大崎市（古川地域・志田地域・玉造地域・田尻地域）短期集中通所サービス事業

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

5 対象者

事業の対象者は、市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、事業の利用が必要とされたものとする。

6 実施会場及び日程

一人当たりおおむね3㎡以上の床面積を確保できる場所とし、日程については、別記3の予定表で実施する。会場の都合等により日程の変更が必要な場合は、市と受託者で協議の上、変更を行う。

会場について受託者が利用申請を行い、使用料を支払う。また冷暖房費等使用にかかる経費についても合わせて受託者が支払う。

7 実施回数及び定員等

- （1）1人1クール（3か月12回）とする。古川地域については、1クール定員は5人程度、志田地域・玉造地域・田尻地域については1クール10人程度とする。

場所	期間	回数	定員
古川地域（1クール目）	令和7年8月～2月	24回	15人
古川地域（2クール目）	令和7年10月～12月		
古川地域（3クール目）	令和7年11月～令和8年2月		
志田地域	令和7年9月～12月	12回	30人
玉造地域	令和8年9月～12月	12回	
田尻地域	令和7年8月～11月	12回	

※古川地域は、1クール目と2クール目が重なる日程及び2クール目と3クール目が重なる日程がある。

(2) 送迎を含むサービス提供時間は4時間以内とする。

※自然災害や感染症のまん延等が発生した場合は、その動向を踏まえたうえで市と協議し、開催を決定していく。

8 事業内容

	内容	注意事項
事前 打ち合わせ	受託者、地域包括支援センター、市の担当者が出席とする。 【確認内容】 ・本事業の内容や流れについて ・対象者の基礎疾患、日常動作の注意点について ・送迎経路の確認、送迎時の注意点について	
初回 アセスメント（事前訪問 もしくは、教室の初回で 実施。）	・事前提出資料により対象者の概要を把握する ・事前訪問は、担当リハスタッフで実施とする。※3 ・評価に必要な体力測定の実施 ・地域包括支援センター作成の介護予防サービス支援計画の共有 ・個別サービス計画書作成 ・個別サービス計画書を地域包括支援センターへ提出	アセスメント及び計画書作成はPT、OTに限る
継続支援 （1か月目）	・対象者と個別サービス計画の共有 ・個別サービス計画書に応じた指導 ※1	
継続支援 （2か月目）	・個別サービス計画書に応じた指導 ※1	
中間評価	・個別サービス計画書における目標の達成状況及び修正 ・目標の達成状況及び修正点を本人、地域包括支援センターと共有する	計画書修正はPT、OTに限る
継続支援 （3か月目）	・個別サービス計画書に応じた指導 ※1 ・評価に必要な体力測定の実施	
評価	・目標の達成状況及び今後の生活について本人と共有し、評価結果を踏まえ、その後の支援方針について地域包括支援センターと連携して検討を行う - 欠席時は、訪問支援や電話支援、手紙支援等で評価し、評価した内容を本人と共有する ・事後アンケートの実施	計画書評価はPT、OTに限る

※1 欠席時（2回以内）は、振替または訪問支援、または電話支援（10分）を行う。

※2 継続支援中にいきいき百歳体操お試しを1回以上実施する。

※3 大崎市リハビリテーション専門職巡回相談事業後、本事業を利用する対象者については、初回アセスメントの事前訪問を省略することができる。

9 人員配置

(1) 初回アセスメントの実施及び個別サービス計画書の作成、中間評価、評価については、

理学療法士，作業療法士が行う。

- (2) 個別サービス計画書に応じた指導は，理学療法士，作業療法士，看護職，柔道整復師，健康運動指導士，健康運動実践指導者又は介護予防運動指導者（以下「指導者」という。）のいずれか1人以上を配置し，2人以上を配置する。

1 0 送迎

自力で事業に参加することが困難で，送迎を希望する利用者に対しては，受託者が送迎するものとする。

なお，利用者が事業に持参するものや送迎時間，送迎場所等参加に関する詳細については，受託者側が連絡・確認するものとする。

1 1 業務手順

(1) 事前準備

- ア 市と事前打ち合わせを実施し，事業内容や様式の確認をする。
- イ 決定連絡書（教室開始の15日前まで市から連絡）により対象者を把握する。
- ウ 送迎がある対象者には，事前に送迎時間，送迎場所を連絡し，併せて市と地域包括支援センターにも連絡する。
- エ 対象者と初日の持ち物等必要な事項を伝え，欠席等の連絡先を確認する。
- オ 対象者が常に欠席等の連絡ができるように体制を整えておく。
- カ 必要に応じた配布資料の作成や会場の準備をする。

(2) 事業内容の実施

(3) 記録の作成

「12 書類の作成及び提出」のとおり作成する。

(4) 委託費請求と支払い

「13 委託費請求と支払い」のとおり請求する。

(5) 実施状況の管理，報告

「14 実施状況の管理，報告」のとおり取り扱う。

1 2 書類の作成及び提出

受託者は，別記1に基づき，書類を作成し提出する。なお，郵送で提出する場合は「特定記録」等の追跡記録ができるものを使用する。

1 3 委託費請求と支払い

- (1) 委託料には，交通費，通信費，配置職員の研修費，消耗品代，報告書を作成するための経費，その他事務経費を含むものとする。
- (2) 受託者が請求することができる業務委託料は要綱に基づき，事業を実施した翌月の10日まで請求書(様式第8号)にて請求するものとする。
- (3) 市は受託者の委託費の請求に基づき内容を精査し，委託料を支払う。
委託料は，契約額の総額を5か月で割った金額とし，その金額に千円未満の端数があるときは，その端数金額は，すべて最初に支払う委託料に合算するものとする。

1 4 実施状況の管理，報告

- (1) 受託事業者において，利用者に関する必要な記録の整備，実施状況の把握に努め，進

抄管理を行う。

- (2) 配置職員の清潔保持及び健康管理のための対策を講じるとともに、会場内の設備、備品等の衛生的な管理や感染症の発生及びまん延防止に努める。
- (3) 要綱に基づき、毎月の実施状況等を翌月の10日まで、事業実施報告書(様式第7号)により報告するものとする。また、受託者が請求することができる業務委託料は、翌月の10日まで請求書(様式第8号)にて請求するものとする。
- (4) 運動指導に用いた詳細な質問票、体力測定結果、アセスメント、個別サービス計画書、指導状況等は「17 個人情報の保護」に従い、その完結の日から5年間適切に保存する。
- (5) 事業実施状況や実施体制に関する内容について、市から提出等の要請があった場合には速やかに報告を行う。

1.5 物品の使用について

受託者が教室で使用する物品(机、椅子等)については会場のものを使用し、その他の物品(身長計・体重計・血圧計・体温計など必要な物品・用具等、AED)については受託者が揃えることとする。

なお、受託者は故意または過失により会場の物品を破損等し、または滅失した場合は、受託者が賠償しなければならない。また、その内容を市に報告する。

1.6 事故対応

- (1) 受託者は、事業を安全に遂行するために、事故防止に細心の注意を払い事業を行うとともに、事故発生の際は適切かつ迅速に対応できるよう安全管理マニュアルを作成し、必要な体制を整備しなければならない。
- (2) サービス提供時に事故が発生した場合は、利用者の家族、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、市に連絡するとともに、速やかに必要な処置を講じる。
- (3) 受託者は、業務の実施中に利用者等に事故が生じたときは、速やかに事故の内容、原因、対処方法及び改善方法を記載した文書を市長に提出するものとする。

1.7 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

1.8 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査

上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

1 9 被災者の雇用について

本業務の実施に当たり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

2 0 疑義

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに大崎市と受託者が協議して定める。

2 1 その他

- (1) 受託事業者は研修及び会議に参加し、その資質の向上に努める。特に市が主催する自立支援型地域ケア会議には積極的に参加し、目的に沿った事業運営を目指し、関係機関と情報交換を図る。
- (2) 本事業は、利用者の介護予防サービス支援計画書に基づき可能な限り自立した生活ができることを目的にしていることから、利用者や地域包括支援センター等と密に連携し、その達成に努める。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、市と受託事業者双方協議のうえ定めることとする。

別記 1

	様式名	様式番号	受託者の任意様式の 使用が可能なもの (但し可能な場合も 同様の内容を含むこ と。)	使用時期
1	実施計画書	様式 1	×	契約後 10 日以内
2	職員の実施体制	様式 2	×	契約後 10 日以内
3	安全管理マニュアル	※	○	契約後 10 日以内
4	実施報告書	様式 3	○	事業実施した翌月 10 日以内
5	個別支援記録	様式 4	○	終了後 10 日以内
6	個別サービス計画書 (担当地域包括支援セ ンターにも提出)	様式 5	○	終了後 10 日以内
7	アンケート集計	様式 6	○	終了後 10 日以内
8	教室で使ったパンフ レット類	※	○	終了後 10 日以内

※受託者の任意様式使用のもの

別記2（個人情報保護取扱業務の委託基準通知第3条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の基本的人権を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3条 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4条 受託者は、市の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（紛失、破損及び漏えいの防止等）

第5条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（資料の返還等）

第6条 受託者は、業務を処理するために、市から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 受託者は、業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、市が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第9条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

令和7年8月				令和7年9月				令和7年10月				令和7年11月				令和7年12月				令和8年1月				令和8年2月			
日付	曜日	午前	午後	日付	曜日	午前	午後	日付	曜日	午前	午後	日付	曜日	午前	午後	日付	曜日	午前	午後	日付	曜日	午前	午後	日付	曜日	午前	午後
1	金			1	月		古川1クール目②	1	水		玉造地域3	1	土			1	月		古川2クール目③3クール目③	1	木			1	日		
2	土			2	火			2	木		田尻地域6	2	日			2	火		志田地域10	2	金			2	月		古川3クール目⑪
3	日			3	水			3	金			3	月		古川1クール目⑩2クール目⑤	3	水		玉造地域12	3	土			3	火		
4	月			4	木		田尻地域2	4	土			4	火		志田地域6	4	木			4	日			4	水		
5	火			5	金			5	日			5	水		玉造地域8	5	金			5	月		古川3クール目⑦	5	木		
6	水			6	土			6	月		古川1クール目⑦12クール目①	6	木		田尻地域11	6	土			6	火			6	金		
7	木			7	日			7	火		志田地域2	7	金			7	日			7	水			7	土		
8	金			8	月		古川1クール目③	8	水		玉造地域4	8	土			8	月		古川2クール目⑩3クール目④	8	木			8	日		
9	土			9	火			9	木		田尻地域7	9	日			9	火		志田地域11	9	金			9	月		古川3クール目⑫
10	日			10	水			10	金			10	月		古川1クール目⑫2クール目⑥	10	水			10	土			10	火		
11	月			11	木		田尻地域3	11	土			11	火		玉造地域9	11	木			11	日			11	水		
12	火			12	金			12	日			12	水		志田地域7	12	金			12	月		古川3クール目⑧	12	木		
13	水			13	土			13	月		古川1クール目⑧2クール目②	13	木		田尻地域12	13	土			13	火			13	金		
14	木			14	日			14	火		玉造地域5	14	金			14	日			14	水			14	土		
15	金			15	月		古川1クール目④	15	水		志田地域3	15	土			15	月		古川2クール目⑪3クール目⑤	15	木			15	日		
16	土			16	火			16	木		田尻地域8	16	日			16	火		志田地域12	16	金			16	月		
17	日			17	水		玉造地域1	17	金			17	月		古川2クール目⑦3クール目①	17	水			17	土			17	火		
18	月			18	木		田尻地域4	18	土			18	火			18	木			18	日			18	水		
19	火			19	金			19	日			19	水		玉造地域10	19	金			19	月		古川3クール目⑨	19	木		
20	水			20	土			20	月		古川1クール目⑨2クール目③	20	木			20	土			20	火			20	金		
21	木			21	日			21	火		志田地域4	21	金		志田地域8	21	日			21	水			21	土		
22	金			22	月		古川1クール目⑤	22	水		玉造地域6	22	土			22	月		古川2クール目⑫3クール目⑥	22	木			22	日		
23	土			23	火			23	木		田尻地域9	23	日			23	火			23	金			23	月		
24	日			24	水		玉造地域2	24	金			24	月		古川2クール目⑧3クール目②	24	水			24	土			24	火		
25	月		古川1クール目①	25	木		田尻地域5	25	土			25	火		玉造地域11	25	木			25	日			25	水		
26	火			26	金			26	日			26	水		志田地域9	26	金			26	月		古川3クール目⑩	26	木		
27	水			27	土			27	月		古川1クール目⑩2クール目④	27	木			27	土			27	火			27	金		
28	木		田尻地域1	28	日			28	火		志田地域5	28	金			28	日			28	水			28	土		
29	金			29	月		古川1クール目⑥	29	水		玉造地域7	29	土			29	月			29	木						
30	土			30	火		志田地域1	30	木		田尻地域10	30	日			30	火			30	金						
31	日							31	金							31	水			31	土						

場所	会場・連絡先	人数	回数
古川地域1クール目	大崎市民プール(予定)	15人	24回
古川地域2クール目			
古川地域3クール目			
志田地域	松山さんさん館(0229-55-4546)	30人	12回
玉造地域	池月地区公民館(0229-78-2787)		12回
田尻地域	富永地区公民館(0229-28-2588)		12回

※自転車での通所を希望する場合も可能とする。その場合、開始時間の15分前までに到着とする。

※古川地域は、1クール目と2クール目が重なる日程及び2クール目と3クール目が重なる日程がある。

大崎市短期集中通所サービス事業(古川・志田・玉造・田尻地域)設計内訳書

試算にあたって

- (1)初回アセスメントの実施及び個別サービス計画書の作成, 中間評価, 評価については, 理学療法士, 作業療法士が行う。
- (2)個別サービス計画書に応じた指導は, 理学療法士, 作業療法士, 看護職, 柔道整復師, 健康運動指導士, 健康運動実践指導者又は介護予防運動指導者(以下「指導者」という。)のいずれか2人を配置する。
- ただし, 利用者が5人を超える場合, 指導者に加えて, 介護職, 運動指導経験者(運動指導の経験が1年以上ある者)を補助者として1人配置する。

			教室回数 60回			
			人数 45人			
		職種名	人数 (数量)	単価 (円)	従事内容	費用額 (円)
人件費	A	理学療法士もしくは 作業療法士	36		事前アセスメント・個別支援計画作成・中 間評価・評価	
		Aの職種はアセスメント・計画作成及び実際の運動指導・生活動作訓練を実施。				
	B	指導者	120		運動指導・打ち合わせ・報告書作成等	
		Aの職種が作成した計画に基づいた運動プログラムを実施。				
	C	補助者			運動指導の補助	
	小 計（人件費）					
事務費	パンフレット等資料代, 報告書外		50		教室における教材等, 報告書等	
	備品・消耗品		60		備品・消耗品	
送迎費	送迎費		60		送迎費	
会場使 用料	使用料		60		会場使用料 冷暖房費他	
	小 計					
計						

※社会福祉事業に類するものとして(消費税法施行令第14条の3第五号及び平成18年3月31日
厚生労働省告示第311号)により非課税とする。

大崎市短期集中通所サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項第2号規定する事業として、大崎市短期集中通所サービス事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大崎市とする。

2 市長は、事業の実施にあたって、事業の利用の決定を除き、適切に事業運営ができると認められる社会福祉法人、医療法人等（以下「委託事業者」という。）に委託するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、事業の利用が必要とされたものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、委託事業者が、事業の対象者に対し、専門職による短期的（3か月までの期間をいう。）で、心身機能、生活機能及び社会参加の向上を目的とした包括的なプログラムを通所にて集中的に行い、事業が終了した後も、事業の対象者が自宅で運動に関しセルフケアマネジメントできる支援及び活動できる場の提供又は情報提供を行うこととする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、大崎市短期集中通所サービス事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、申請書が提出されたときは、速やかに事業の利用の可否を決定し、大崎市短期集中通所サービス事業利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を可と決定したときは、大崎市短期集中通所サービス事業利用決定連絡書（様式第3号）により委託事業者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 利用者又はその家族は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、大崎市短期集中通所サービス事業利用者事項変更届出書（様式第4号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（1） 申請書の内容に変更があったとき。

（2） 健康状態に変化が見られ、当該事業に利用することが適当でないと認められたとき。

（3） 医療機関に入院し、又はその他の施設等に入所したとき。

2 市長は、前項第1号の規定による届出を受理したときは、その内容について委託事業者に連絡するものとする。

（利用の廃止等）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を廃止するものとする。

（1） 死亡したとき。

（2） 市外に転出したとき。

（3） その他市長が事業の利用を廃止すべきと認めたとき。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止することができる。

（1） 前条第1項第2号又は第3号の届出があったとき。

（2） その他市長が事業の利用を停止すべきと認めたとき。

3 市長は、前項の規定により利用の廃止又は停止の決定をしたときは、大崎市短期集中通所サービス事業利用廃止（停止）通知書（様式第5号）により利用者又はその家族及び委託事業者に通知するものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により利用の廃止又は停止の決定したときは、大崎市短期集中通所サービス事業利用廃止（停止）連絡書（様式第6号）により委託事業者に連絡するものとする。

（利用者負担）

第9条 教材費等の実費は、利用者の負担とする。

（事故報告及び保険）

第10条 委託事業者は、事業実施の際に事故が発生したときは、速やかに事故報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事故に備え、損害賠償責任保険に加入するものとする。

（実施報告及び請求）

第11条 委託事業者は、事業終了後、翌月10日までに大崎市短期集中通所サービス事業実績報告書（様式第7号）及び大崎市短期集中通所サービス事業委託料請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（委託料支払）

第12条 市は受託者の委託費の請求に基づき内容を精査し、委託料を支払う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、民生部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

大崎市短期集中通所サービス事業利用申請書

年 月 日

大崎市長 様

申請者 氏 名： _____

住 所： _____

(電話番号 ー)

大崎市短期集中通所サービス事業を利用したいので、下記のとおり申請します。

なお、利用者の申請に係る調査内容について、地域包括支援センター及び実施事業者を提供することを了承します。また、利用者の身体状況等について調査することを了承します。

記

利用を申請する教室名				
利 用 者	住 所			
	氏 名		電話番号	ー
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	性別	男・女
緊急時の連絡先		住所	電話番号	ー
		氏名	利用者との関係	

※緊急時の連絡先は、常時連絡のとれるところをご記入下さい。

※添付書類 ①基本情報 ②基本チェックリスト ③介護予防ケアプラン

④大崎市短期集中通所サービス事業利用に係る体調確認シート

大崎市短期集中通所サービス事業利用決定通知書（ 教室）

第 号
年 月 日

様

大崎市長

印

年 月 日付で申請のありましたこの事業の利用について、大崎市短期集中通所サービス事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

利用を決定した教室名				
利 用 者	氏 名		電話番号	—
	住 所			
	生年月日	明・大・昭 年 月 日（ 歳）	性 別	男 ・ 女
利 用 施 設 等				
連 絡 先 (事業実施事業者)		(担当) 電話番号 — ※事業を欠席する際は、上記にご連絡下さい。		
利用開始年月日		年 月 日		

※その他ご不明な点は、下記担当までご連絡下さい。

(担当)
電話： —

※利用者又はその家族は、次のいずれかに該当したときは、大崎市短期集中通所サービス事業実施利用者事項変更届出書により速やかに市長に届け出てください。

- (1) 申請書の内容に変更があったとき。
- (2) 健康状態に変化が見られ、当該事業に利用することが適当でない認められたとき。
- (3) 医療機関に入院し、又はその他の施設等に入所したとき。

様式第 3 号(第 6 条関係)

大崎市短期集中通所サービス事業利用決定連絡書

第 号
年 月 日

様

大崎市長 印

大崎市短期集中通所サービス事業実施要綱の規定に基づき，下記教室について別紙の者を利用者として決定したので連絡します。

記

利用を決定した教室名 _____

様式第3号(第6条関係)

(別紙)

大崎市（〇〇地域）短期集中通所サービス事業 参加者一覧

[illegible]

様式第 4 号(第 7 条関係)

大崎市短期集中通所サービス事業利用者事項変更届出書（ 教室）

年 月 日

大崎市長 様

届出者 氏 名： _____

住 所： _____

（電話番号 － ）

大崎市短期集中通所サービス事業実施要綱の規定に基づき，利用者について下記のとおり変更
がありましたので届け出ます。

利用している教室名					
利 用 者	住 所				
	氏 名		電話番号	－	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	性別	男・女	
届出事項		1 申請書の内容 内容の変更			
		2 健康状態に 変化がみら れた内容			
		3 医療機関へ の入院又はそ の他の施設等 への入所	医療機関名 又は施設名		
			入院又は 入所年月日	年 月 日	

大崎市短期集中通所サービス事業利用廃止（停止）通知書

第 号
年 月 日

様

大崎市長 印

大崎市短期集中通所サービス事業利用を，下記事由により廃止（停止）したので通知します。

記

利用を廃止（停止）する 教室名				
利 用 者	住 所			
	氏 名		電話番号	—
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	性別	男・女
利用廃止（停止）事由		1 死亡したため。		
		2 市外に転出又は事業実施区域外へ転居したため。		
		3 健康状態に変化がみられたため。		
		4 医療機関に入院又はその他の施設等に入所したため。		
		5 その他		

大崎市短期集中通所サービス事業利用廃止（停止）連絡書

第 号
年 月 日

様

大崎市長 印

大崎市短期集中通所サービス事業利用を，下記事由により廃止（停止）したので通知します。

記

利用を廃止（停止）した 教室名				
利 用 者	住 所			
	氏 名		電話番号	—
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	性別	男・女
利用廃止（停止）事由		1 死亡したため。		
		2 市外に転出又は事業実施区域外へ転居したため。		
		3 健康状態に変化がみられたため。		
		4 医療機関に入院又はその他の施設等に入所したため。		
		5 その他		

様式第 7 号(第 1 1 条関係)

大崎市短期集中通所サービス事業実績報告書 (教室)

年 月 日

大崎市長 様

法人所在地

法 人 名 称

代表者氏名

印

電 話 番 号

大崎市短期集中通所サービス事業 (教室) について、別紙のとおり実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 大崎市短期集中通所サービス事業実施報告書
- (2) 支出明細書

(担当者名)

(電話番号)

(FAX 番号)

様式第 8 号(第 1 3 条関係)

大崎市短期集中通所サービス事業委託料請求書 (教室)

年 月 日

大崎市長 様

法人所在地

法 人 名 称

代表者氏名

電 話 番 号



大崎市短期集中通所サービス事業 (教室) 委託料を，下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

支 払 先	金 融 機 関 名	
	預 金 種 目	普 通 ・ 当 座
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	